四　前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

２　令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

四　附則第七条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

２　令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、附則第八条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、前条第一項の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなす。

第三条　旧予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第九条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和四年秋開始接種及び附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。）は、一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする。 （削る）	**附　則** （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法 二　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの